省　令

○農林水産省令第五号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、牛乳乳製品統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年二月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

牛乳乳製品統計調査規則の一部を改正する省令

牛乳乳製品統計調査規則（昭和四十六年農林省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「、又は民間事業者から提出された月別調査票」を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　民間事業者は、自らが作成し、又は第十二条第二項の規定により提出された基礎調査票及び同項の規定により提出された月別調査票に基づき、基礎調査及び月別調査に係る都道府県別の集計を行い、その結果を基礎調査票及び月別調査票の内容とともに農林水産大臣に提出しなければならない。

第十五条第一項中「、又は民間事業者から提出された基礎調査票」を削り、同条に次の二項を加える。

3　民間事業者は、前条第三項の規定により農林水産大臣に提出した基礎調査及び月別調査に係る都道府県別の結果に基づき、基礎調査全国結果表、月別全国結果表及び年間全国結果表を作成し、農林水産大臣に提出する。

4　農林水産大臣は、前項の規定に基づき提出された全国結果表のうち、基礎調査全国結果表にあつては第一項に規定する日までに、月別全国結果表及び年間全国結果表にあつては第二項に規定する日までに公表する。

第十六条第一項中「第十四条第一項及び第二項の規定により送付された内容並びに前条第一項の規定により民間事業者から提出された基礎調査票並びに同項の規定により作成した基礎調査に係る都道府県別の結果及び基礎調査全国結果表並びに同条第二項の規定により作成した月別全国結果表及び年間全国結果表」を「次の各号に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第十四条第一項から第三項までの規定により送付され、又は提出された基礎調査票及び月別調査票

二　第十四条第三項及び前条第一項の規定により提出され、又は作成した基礎調査に係る都道府県別の結果並びに同項及び同条第三項の規定により作成し、又は提出された基礎調査全国結果表

三　第十四条第二項及び第三項の規定により送付され、又は提出された月別調査に係る都道府県別の結果並びに前条第二項及び第三項の規定により作成し、又は提出された月別全国結果表及び年間全国結果表

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第二号

古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第十五条第二項第一号の規定に基づき、古物営業法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年二月九日

国家公安委員会委員長　中野　寛成

古物営業法施行規則の一部を改正する規則

古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第一号中「はん用性」を「汎用性」に改め、同項に次の二号を加える。

三　光学的方法により音又は影像を記録した物

四　書籍

附　則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

訓　令

○内閣府訓令第二号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年一月二十四日

内閣総理大臣　菅　直人

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表「共生社会政策担当」の項の12から14までを削り、「科学技術政策・イノベーション担当」の項の3を6とし、2の次に次のように加える。

3　原子力発電施設等立地地域（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第三条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に関すること。

4　原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第四条に規定するものをいう。）の作成に関すること。

5　原子力発電施設等立地地域の振興に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

附　則

この訓令は、平成二十三年一月二十四日から施行する。

告　示

○総務省告示第三十五号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項第三号の基幹統計として次のように指定したので、同法第七条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十三年二月九日

総務大臣　片山　善博

○政治資金適正化委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十三年二月九日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
二四六	藤原　整	二二、一一、二	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
六六五	野村　和弘	二二、一二、一五	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○政治資金適正化委員会告示第八号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年二月九日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
六六五	野村　和弘	六六五　二三、一、七	二三、一、一

一　名称　鉱工業指数

二　作成目的　鉱工業製品を生産する国内の事業所における生産、出荷及び在庫に係る諸活動並びに各種設備の生産能力及び稼働状況を明らかにすることを目的とする。

三　作成者　経済産業大臣

四　作成方法　統計調査以外の方法により作成する。

附　則

この指定は、平成二十三年一月分の鉱工業指数から効力を生ずる。

○政治資金適正化委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十三年二月九日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	登録年月日
三八六一	中居　正和	二三、一、二一
三八六二	出口　幸三	二三、一、二一
三八六三	海野　仁志	二三、一、二一
三八六四	土屋　充俊	二三、一、二一
三八六五	木田　隆	二三、一、二一
三八六六	原　久	二三、一、二一
三八六七	谷口　誠幸	二三、一、二一
三八六八	川崎　栄寿	二三、一、二一
三八六九	久山　政明	二三、一、二一